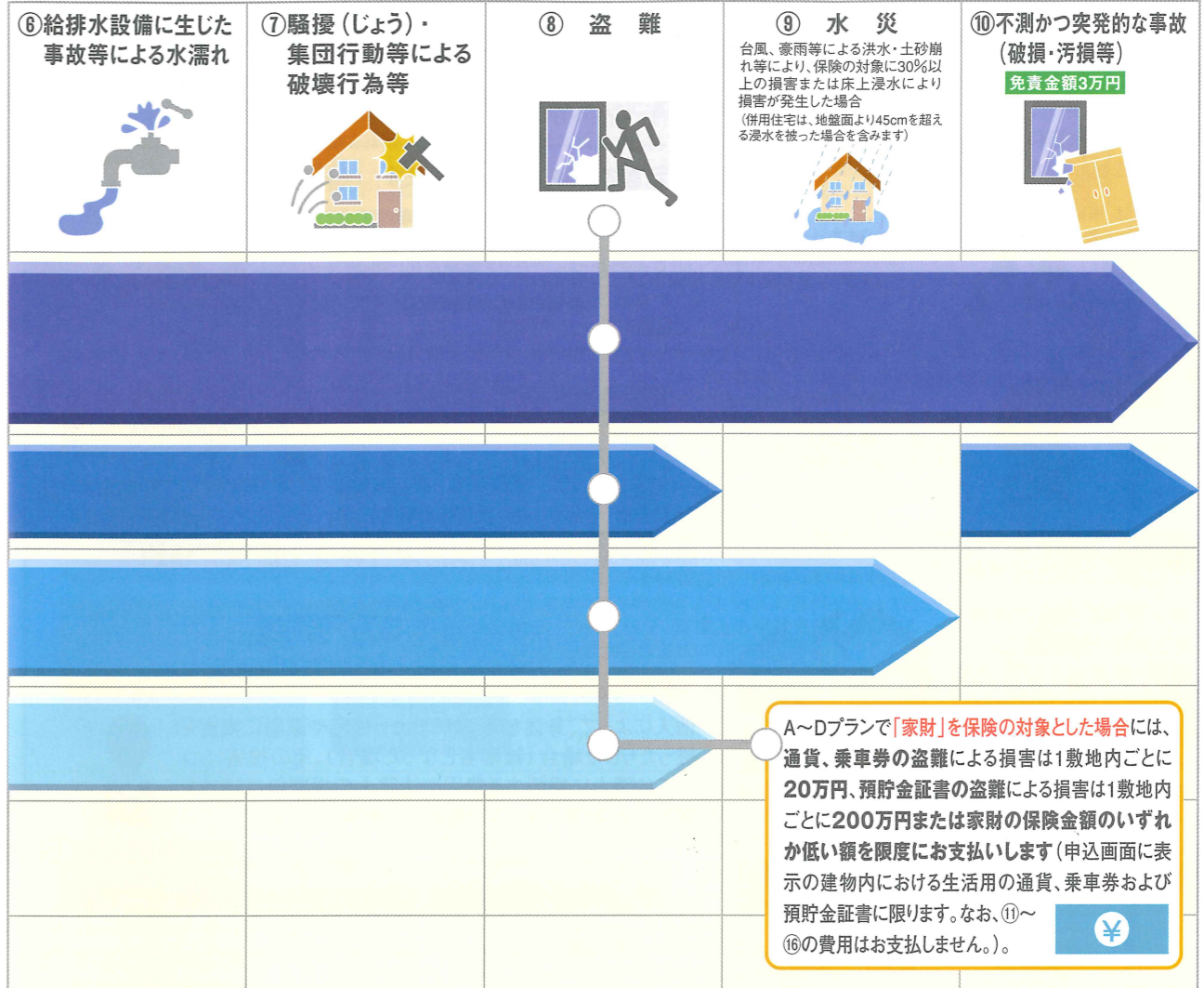


保険の対象が建物のみのご契約では、家財の損害は補償されません。家財の損害を補償するためには、建物とは別に保険金額を設定してご契約いただく必要があります。

対象となる事故	① 火災	② 落雷	③ 破裂・爆発	④ 風災・雹(ひょう)災・雪災	⑤ 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等
お支払いする損害保険金 実際の損害額 100%をお支払い (保険金額が限度です)	充実補償の Aプラン				
	Bプラン 水災対象外特約セット				
	Cプラン 不測かつ突発的な事故対象外特約セット				
	Dプラン 水災対象外特約・不測かつ突発的な事故対象外特約セット				
	Eプラン 火災、落雷、破裂・爆発および風ひょう雪災限定特約セット				
	Fプラン 火災、落雷、破裂・爆発限定特約セット				



左記⑩「不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)」の主な事故例について

建物損害の場合

- 模様替え中に、誤って窓ガラスを割った。
- リビングルームの照明を掃除中に誤って落とし、床が破損した。 など

家財損害の場合

- テレビを室内での移動中に落とし、破損した。
- 子どもが家の中で遊んでいるときに、食器棚を倒し、中の食器が割れてしまった。 など

+ お支払いする損害保険金とは別に以下の費用をお支払いします。

⑪ 罹災時諸費用

対象となる事故で損害保険金が支払われる場合、1回の事故につき1敷地内ごとに、専用住宅の場合は100万円限度、併用住宅の場合は500万円限度とし、ご契約内容に応じて次の支払割合で保険金をお支払いします。

損害保険金の30%	損害保険金の10%
*罹災時諸費用支払割合変更特約(10%)をセットしない場合、損害保険金の30%をお支払いします。	*罹災時諸費用支払割合変更特約(10%)がセットされます。この特約がセットされるとセットしない場合に比べて保険料が割安になります。

※罹災時諸費用支払割合変更特約(10%)セットの有無は申込画面にてご確認ください。

損害保険金ではお支払いの対象とならない以下のような費用に充当できます。

- ・事故の際の仮住まい費用
- ・失火でご近所にお詫びに回る際に支出する費用 など

⑫ 残存物取片づけ費用

対象となる事故で損害保険金が支払われる場合、焼け跡の整理・清掃費用、リサイクル費用など実際に負担した費用(損害保険金の10%限度)をお支払いします。

⑬ 特別費用

対象となる事故で保険金額の80%を超える損害保険金をお支払いし、ご契約が終了した場合、損害保険金の10%(1回の事故につき1敷地内200万円限度)をお支払いします。

事故発生時の損害保険金のお支払い方法を変更することができます。

- ④ 破損・汚損等免責金額1万円**
上記の⑩の事故における免責金額を1万円に変更することができます。
- ⑤ 免責金額一律5万円**
上記の①から⑩の事故における免責金額を一律5万円に変更することで保険料を割安にすることができます。
- ⑥ 風ひょう雪災損害20万円以上発生時損害額補償特約**
上記の④の事故について損害額が20万円以上の場合に損害保険金を全額(保険金額限度)お支払いします。この特約をセットすることで保険料を割安にすることができます。
※損害額が20万円に満たない場合には損害保険金をお支払いできません。
(注)④と⑥は重複して適用できません。⑤と⑥は重複して適用できません。

「⑪ 罹災時諸費用」のお支払い内容を変更することができます。

① 火災、落雷、破裂・爆発限定罹災時諸費用特約	罹災時諸費用のお支払い対象となる事故を上記の①~③に限定する特約です。この特約をセットすることで保険料を割安にすることができます。
② 罹災時諸費用支払限度額増額特約(300万円)	専用住宅の場合、お支払いする罹災時諸費用の限度額を300万円とする特約です。ただし「罹災時諸費用支払割合変更特約(10%)」とあわせてセットすることはできません。
③ 家財損害罹災時諸費用対象外特約	保険の対象が「建物と家財」の場合、罹災時諸費用のお支払いを建物に限定する特約です。お支払い対象を限定することで保険料を割安にすることができます。
④ 罹災時諸費用対象外特約	罹災時諸費用保険金のお支払いを対象外とする特約です。この特約をセットすることで保険料を割安にすることができます。

(注)①②③は④とあわせてセットすることはできません。

地震等による火災にはこんな費用も!

⑭ 地震火災費用

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により一定の損害が発生した場合、保険金額の5%(1敷地内300万円限度)をお支払いします。
※この費用は地震火災費用対象外特約をセットすることで対象外とすることができます。

①~③の事故により損害が生じた場合のみお支払い

⑭ 損害防止費用
損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合、実費(消火薬剤の再取得費用など)をお支払いします。

⑮ 修理付帯費用(併用住宅の場合)
保険の対象となる建物の損害の復旧にあたり、弊社の承認を得て支出した費用(保険金額の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度、ただし、居住部分の費用は対象となりません。)をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合	
<p><共通></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険の対象(家財)とならない次に次のものに生じた損害 <ul style="list-style-type: none"> ・自動車(自動三輪車、自動二輪車を含み原動機付自転車(総排気量が125cc以下のもの)を除きます。) ・通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、印紙、切手、乗車券等その他これらに類するもの(通貨、預貯金証書等の盗難で保険金をお支払いする場合を除きます。) ・弊社所定の明記物件目的明細書に明記されていない1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石・美術品等および設計書・図案・帳簿等 2. ご契約者または被保険者の故意、重大な過失、法令違反によって生じた損害 3. ご契約者または被保険者の所有・運転する車両またはその積載物の衝突・接触によって生じた損害 4. 火災などの事故の際の保険の対象の紛失・盗難によって生じた損害 5. 保険の対象となる家財が申込画面に表示の建物の屋外にある間に生じた損害 6. 戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害 7. 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 8. 核燃料物質によって生じた損害 	<p><不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)の場合></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 差押え・没収等公権力の行使によって生じた損害 2. 保険の対象の欠陥、自然の消耗、劣化、変色、さび、かび、腐食、ひび割れ、はがれその他の類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害 3. 保険の対象に対する加工、修理または調整作業における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 4. 保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷で機能に直接関係のない損害 5. 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害 6. 置き忘れまたは紛失によって生じた損害 7. 詐欺・横領によって生じた損害 8. 土地の沈下・隆起等によって生じた損害 9. 電球・ブラウン管等の管球類に単独に生じた損害 10. 楽器の弦の切断、楽器の打皮の破損または楽器の音色・音質の変化 11. 義歯、眼鏡、携帯電話、携帯電子機器(ノートパソコン・携帯ゲーム機など)、自転車、原動機付自転車(総排気量125cc以下)、ヨット・モーターボート、サーフボード、動物・植物などに生じた損害